

緊急小口資金特例貸付借入申込書

社会福祉法人
高知県社会福祉協議会 会長 殿

申込みに当たり、下記事項に同意し、生活福祉資金の借入を申請いたします。
○記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。
○貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
○私は現在、生活保護を受給していません。
○私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
○本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
○私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
○私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
○私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。
○貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

上記内容に相違ありません	署名
--------------	----

※太枠内をご記入ください。

記入年月日	令和 年 月 日	支店/受付番号
-------	----------	---------

申込金額	万円	据置期間 (12か月以内)	ア.12か月 イ.その他()か月	償還期間 (24か月以内)	ア.24か月 イ.その他()か月	償還方法	☐ 月賦 ☐ 一括
借入申込者	フリガナ氏名	印		性別	☐ 男 ☐ 女	生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日 (満 歳)
	現住所	(〒 -) 自宅電話 () 携帯電話 ()					
	勤務先名称 または職業	勤務先等住所		電話 ()			

借入申込者の世帯状況	フリガナ氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校名	特記事項(感染罹患等、要介護者、学校休校等)
	1	本人		(凡例) 大正=T、昭和=S、 平成=H、令和=R		ア.罹患患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
	2	夫・妻・子・父・ 母・その他		T ・ S ・ H ・ R 年 月 日		ア.罹患患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
	3	夫・妻・子・父・ 母・その他		T ・ S ・ H ・ R 年 月 日		ア.罹患患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
	4	夫・妻・子・父・ 母・その他		T ・ S ・ H ・ R 年 月 日		ア.罹患患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
その他 名						

口座振込の場合 貸付金 振込先	金融機関	支店名	預金種別	☐ 普通 ・ ☐ 当座
	口座番号	口座名義人(カタカナ)		

借入理由 ※感染拡大等 による影響の 内容を記入	新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減 ☐ 今後10万円を超える資金需要があるため
-----------------------------------	--

本特例貸付の利用実績； ☐ ア.今回が初めての借入 ☐ イ.すでに借入したことがある(受付日： / 借用金額 万円)

外国籍の方で在留期間が1年以内の方； ☐ 在留期間が延長の予定

※窓口記入欄： ☐ 市区町村社協 ☐ 労働金庫

生活福祉資金緊急小口資金特例貸付借入申込みに当たっての留意事項

- 1 本申込書は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。
- 2 貸付上限額は、原則として一世帯につき一回限り10万円以内とします。
ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、20万円以内とします。
 - (1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 - (2) 世帯員に要介護者がいるとき
 - (3) 世帯員が4人以上いるとき
 - (4) 世帯員に①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - ①新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
 - ②風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
 - (5) 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
 - (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき
- 3 貸付金の据置期間は、12ヶ月以内とします。
- 4 本資金の償還期限は、据置期間経過後、2年以内とします。
- 5 貸付金の利率は無利子とします。
- 6 貸付金を償還期限までに支払わなかった場合、延滞している元金に対し年利3%の延滞利子を支払うことになります。
- 7 資金を借り受けた者は、借入期間中、世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに高知県社会福祉協議会に届け出なければなりません。
- 8 借入申込みに当たって、高知県社会福祉協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会に照会することがあります。

社会福祉法人 高知県社会福祉協議会

〒780-8567 高知市朝倉戊375-1

TEL : 088-844-4600

FAX : 088-844-3852